附属書一　船舶に関する記録の作成のための指針及び基準

1　各締約国は、第十二条2(k)の規定の適用上、自国の旗を掲げる権利を有し、かつ、この条約の対象となる魚類資源の条約水域における漁獲を行うことを許可される船舶に関する記録を保持するものとし、当該記録には、それらのすべての船舶に関する次の情報が記載されることを確保する。

(a)　船名、登録番号、過去の船名（判明している場合に限る。）及び船籍港

(b)　登録番号が示された船舶の写真

(c)　所有者の氏名及び住所

(d)　操業者又は管理者の氏名及び住所（該当する場合に限る。）

(e)　従前の国籍（判明している場合及び該当する場合に限る。）

(f)　国際無線通信呼出符号（該当する場合に限る。）

(g)　建造された場所及び時期

(h)　船舶の種類

(i)　漁法の種類

(j)　長さ、最大幅及び型深さ

(k)　総トン数

(l)　主たる推進機関の出力

(m)　旗国によって与えられた漁獲の許可の性質

(n)　冷凍庫の種類及び能力並びに魚倉の数及び容量

2　委員会は、船舶の長さ又は特徴に基づき、1の規定の適用を免除することを決定することができる。

3　各締約国は、事務局長に対し、委員会が定める手続に従って1に規定する情報を提供し、及び当該情報に関する修正を速やかに通報する。

4　各締約国は、また、次の情報を速やかに事務局長に通報する。

(a)　船舶に関する記録への追加

(b)　次の理由（いずれの理由が適用されるかを明示すること。）による船舶に関する記録からの削除

i　漁獲の許可又はその更新についての船舶の所有者又は操業者による任意の放棄

ii　船舶に対して与えられた漁獲の許可についての第二十条2の規定に基づく取消し

iii　船舶が自国の旗を掲げる権利を失ったという事実

iv　船舶の解撤、操業の中止又は喪失

v　その他の理由

5　この附属書は、委員会の構成国である漁業主体について準用する。

附属書二　委員会の会合におけるオブザーバーの参加に関する原則及び基準

1　事務局長は、第八条の規定に基づいて招集される委員会の会合に、その活動がこの条約の実施に関連する政府間機関を招請し、並びにこの条約の対象となる魚類資源の保存及び持続可能な利用に関心を有する非締約国であって参加を要請するものを招請する。

2　第十六条2に規定する非政府機関は、管理関係の会合又は代表団の長の会合を除くほか、第八条の規定に基づいて招集される委員会及びその補助機関のすべての会合にオブザーバーとして参加する資格を有する。

3　委員会の会合においてオブザーバーとして参加を希望する非政府機関は、事務局長に対し、当該会合の少なくとも五十日前に参加の要請を通報する。事務局長は、当該会合の開始の少なくとも四十五日前に当該非政府機関の名称を6に規定する情報とともに委員会の構成国に通報する。

4　委員会の会合が五十日以内の通報により開催される場合には、事務局長は、3に規定する期間につき一層大きな柔軟性を有するものとする。

5　委員会及びその補助機関の会合に参加することを希望する非政府機関については、また、7の規定に従うことを条件として、毎年の参加を認めることができる。

6　3から5までに規定する参加の要請には、非政府機関の名称及び事務所の所在地、その任務についての記述並びにその任務及び活動がどのように委員会の活動に関連しているかについての記述を含める。これらの情報は、必要な場合には、最新のものとする。

7　オブザーバーとして参加を希望する非政府機関は、委員会の構成国の少なくとも三分の一が書面により当該非政府機関の参加について理由を付して反対しない限り、参加することができる。

8　委員会の会合に参加することを認められるすべてのオブザーバーに対しては、業務上の秘密のデータを含む書類を除くほか、委員会の構成国が一般的に入手することができる同様の書類を送付し、又は提供する。

9　委員会の会合に参加することを認められるオブザーバーは、次のことを行うことができる。

(a)　2の規定に従うことを条件として会合に出席すること。ただし、投票することはできない。

(b)　議長の招請により会合の期間中に口頭による陳述を行うこと。

(c)　議長の承認により会合の期間中に文書を配布すること。

(d)　適当な場合であって、議長が承認したときは、他の活動に従事すること。

10　事務局長は、非締約国及び非政府機関のオブザーバーに対し、合理的な手数料の支払及びその出席のための費用の負担を要求することができる。

11　委員会の会合に参加することを認められるすべてのオブザーバーは、当該会合の他の参加者に適用されるすべての規則及び手続に従う。

12　11に規定する要件に従わない非政府機関は、委員会が別段の決定を行わない限り、以後の会合への参加者から除外されるものとする。

附属書三　委員会が採択する措置の実施状況を検討するための委員会

第十条の規定に基づいて設置する検討委員会の任務は、次のとおりとする。

(a)　委員会が採択する保存管理措置及び第十八条9に規定する協力のための措置の遵守について検討し、及び監視すること。

(b)　船舶の国籍ごとの情報又は、国籍ごとの情報が関連する事案の処理にとって十分でない場合には、船舶ごとの情報及び検討委員会の任務を遂行するために必要な他の情報を分析すること。

(c)　委員会に対し、保存管理措置の実施及び遵守に関する情報を提供し、並びに技術上の助言及び勧告を行うこと。

(d)　委員会に対し、委員会の構成国の漁業管理のための措置の間の一貫性を促進するための手段を勧告すること。

(e)　委員会に対し、第十八条10の規定の効果的な実施を促進するための手段を勧告すること。

(f)　科学諮問委員会と協議の上、第七条1(i)に規定するデータの収集及び監視のための計画の優先事項及び目的を委員会に勧告し、並びに当該計画の結果を評価すること。

(g)　委員会が指示するその他の任務を遂行すること。

附属書四　科学諮問委員会

第十一条の規定に基づいて設置する科学諮問委員会の任務は、次のとおりとする。

(a)　委員会における計画、提案及び調査計画を検討し、並びに委員会に対し適当な助言を行うこと。

(b)　科学の分野に従事する職員が委員会のために準備した関連する評価、分析、調査又は活動及び勧告について、委員会による当該勧告の検討に先立って検討すること並びに、委員会に対し、これらの事項に関する必要とされる追加の情報を提供し、助言を行い、及び意見を述べること。

(c)　委員会に対し、将来の活動の一部として科学の分野に従事する職員が取り扱う特定の問題及び項目について勧告すること。

(d)　検討委員会と協議の上、第七条1(i)に規定するデータの収集及び監視のための計画の優先事項及び目的を委員会に勧告し、並びに当該計画の結果を評価すること。

(e)　この条約に基づいて実施される調査の実施のための資金源を探すことにつき委員会及び事務局長を支援すること。

(f)　この条約の対象となる魚類資源に関する知識及び理解を拡大させることを目的として、調査機関を通じて委員会の構成国間の協力を発展させ、及び促進すること。

(g)　適当な場合には、同様の目的を有する他の国内的及び国際的な公的又は私的な機関と委員会との間の協力を促進し、及び円滑にすること。

(h)　委員会が付託する事項を検討すること。

(i)　委員会が要請し、又は課するその他の任務及び職務を遂行すること。

外務大臣　中曽根弘文
農林水産大臣　石破　茂
内閣総理大臣　麻生　太郎